

第4章 重点的な取り組み

後期行動計画では、次世代育成を推進する上で、「第3章 みんなの行動計画」のうち、特に重点的に取り組むべき事業を設定しました。

1 保育サービスの充実

平成20年3月には、平成17年3月に策定した前期行動計画のうち幼児教育に関わる内容について重点的に位置づけた「清須市幼児教育プラン」を策定しました。

本市では、保育園13園、幼稚園2園を有しており、保育・幼児教育の充実と保育・幼児教育施設の適正な整備計画に取り組んでいます。

前期行動計画策定以降、0歳児の受入れや全園での延長保育の実施、さらに、延長保育の時間延長など、通常保育事業をはじめ、多様な保育サービスとして充実してきました。

後期行動計画では、これら状況と昨年12月に実施した「子育て支援に関する市民アンケート調査」の結果を踏まえ、保育サービスに関わる各事業について、具体的な目標事業量などを以下のように設定し、保育サービスの充実を図ります。

事業名	現状 (平成21年)	目標（平成26年）	
		人数	設置箇所
通常保育事業 家庭で子どもの保育にあたるものが、労働・疾病・看護などの理由により保育できない場合に、その子どもを保育所(園)において保育する事業です。	1,535人	1,669人	—
延長保育事業 保育所(園)の通常の開所時間外の保育ニーズに対応する事業です。	13か所	—	13か所
病後児保育事業 病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。	1か所	—	2か所

事業名	現状 (平成 21 年)	目標 (平成 26 年)	
		定員	設置箇所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 保護者が就労している家庭などの子どもで、小学校低学年の児童を対象に、放課後において、遊びや生活の場を確保して健全な育成を図る事業です。	11 か所	—	11 か所
一時預かり (一時保育) 事業 保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ等の理由により、子どもの保育が困難になったときに、一時的に子どもを預かる事業です。	4 か所	—	6 か所

【保育園・幼稚園の整備の考え方】

保育サービスを充実するにあたっては、同時に保育ニーズと財政見通しを勘案しながら、検討する必要があります。具体的には、後期行動計画と同時期に策定している「公共施設のあり方基本方針」と整合を図るものとします。

保育園・幼稚園	保育園は、公立による運営によって、乳幼児等保育ニーズに対応した保育の充実をめざします。
	幼稚園は、保育園化、認定こども園化に向けて、民間の活力を検討します。
	耐震化を要する保育園は、入園状況の動向を勘案して、経過措置を設けて統廃合を検討します。

2 子どもの居場所づくりの充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が懸念されています。また、子どもの健全育成に悪影響を及ぼす有害環境や事故、犯罪が多発し、安心して遊ぶことができる環境が少なくなっています。

しかし、遊びは、子どもの成長・発達を促す上で欠かすことのできない要素です。子どもたちは遊びを通して道徳性・社会性・知的好奇心を育みます。

そのためには、子どもと一緒に親育ちの支援も必要であり、特に親子のふれあいの機会をうまく活用できない家庭への対応は課題となっています。

そこで、子育て支援センターや児童館などを活用し、子どもや保護者に様々な種類の居場所づくりを推進するとともに、幅広く地域ぐるみでの子育ての気運を高めていくことや、さらには、子育て相談の機能の充実、利用者の視点から使いやすい仕組み作りに取り組めます。

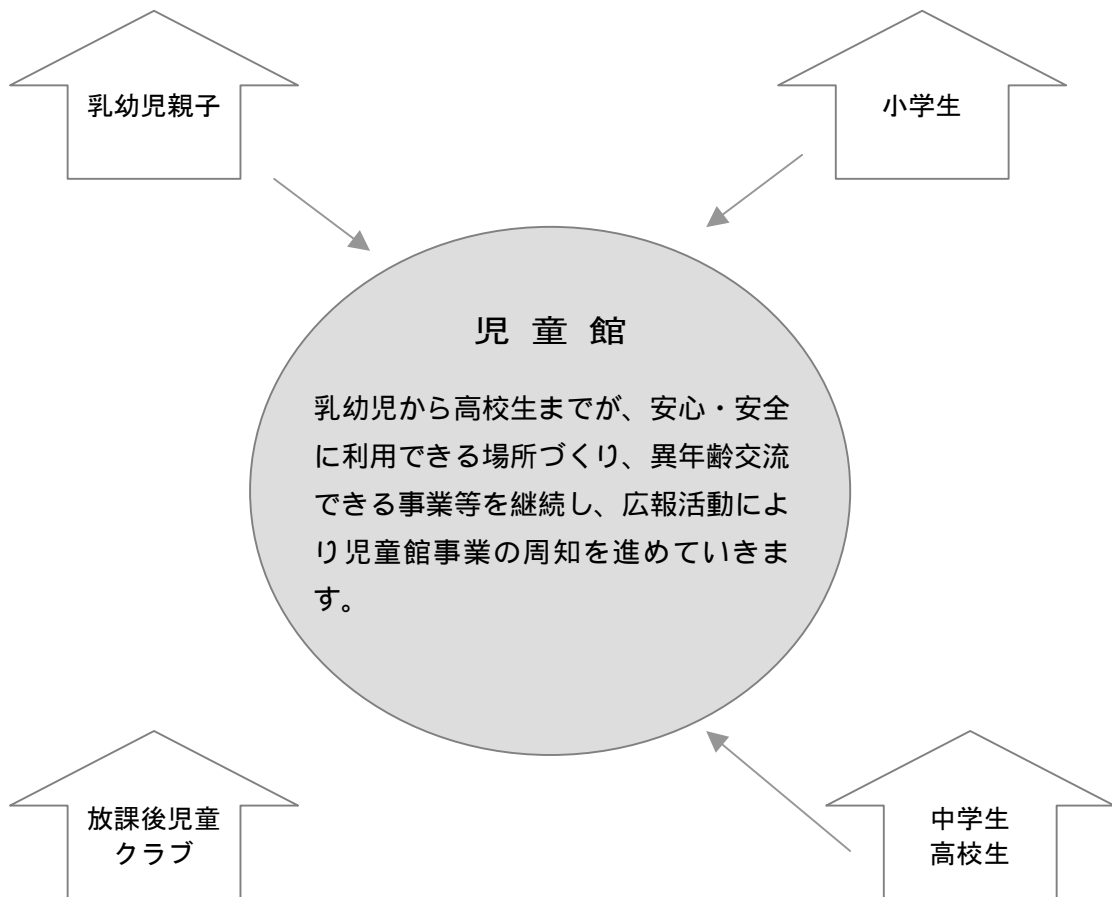
また、子どもの成長過程においても、様々な人とのふれあいや、図書・美術などに触れる機会についても、充実していきます。

事業名	平成 26 年度に向けて
放課後子ども教室の本格実施 保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもを対象として、学校の教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みです。	現在 2 か所（新川小学校、春日小学校）から市内 4 か所をめざす
児童館の充実 地域の未就園児や児童たちが遊ぶ事のできる児童福祉施設です。友達と遊び、気になる事・困っている事の相談にも応じています。	来館者数の増加をめざす
子育て支援センターの充実 (1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育て等に関する相談、援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 (5)親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動の実施 (6)重点的に支援が必要であると判断される家庭への訪問など、関係機関との連携・協力による支援の実施	利用者数、相談件数の増加をめざす
図書環境及び美術環境 児童図書の充実と美術芸術に触れることにより児童の持つ自由な想像を広げる場の提供に努めます。	提供内容の充実をめざす

《これからの児童館について》

保護者交流の場としての充実と相談事業の推進に努め、地域の子育て支援の拠点としての機能強化を図ります。乳幼児専有スペース（授乳室・オムツの交換の場・遊ぶスペース）の整備等により安心して利用できる環境づくりを図ります。

「児童館に行けば何か楽しいことがある。誰かがいる。」「児童館で待ち合わせ」などと足を運んでくれる居場所、遊びを通して仲間関係を築ける場所、安心・安全に遊べる場所として、児童館活動の充実を図ります。



放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業）児童健全育成事業推進のため、教育委員会との緊密な連携を図ります。

中高生の居場所、安全に守られた場所としての児童館をめざし、環境の整備に努めます。

『児童館』の特色である「異年齢交流」、「健全育成」、「遊びを通じた仲間づくり」の機能を推進し、地域に根ざした児童福祉の拠点としての児童館運営をめざします。

3 療育支援の充実

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものを「発達障害」といいます。

これまで、「発達障害」に関する専門家は少なく、地域における関係者の連携も不十分で支援体制が整っていないことや、家族が地域での支援がなく大きな不安を抱えていることもありました。

これら背景を受け、平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行され、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進や、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、子育てに対する不安の軽減に向け各種事業を推進しています。

本市においても平成 20 年度から療育研究会を設置し、「今後の療育についてのあり方」を研究しています。障がいのある児童を取り巻く現状から療育研究会により、以下の重点目標事業が整理されました。

重点目標事業	事業内容
療育についての啓発	発達障害について、住民に広く理解されるため、ホームページや子育て手引き、子育てガイドマップを作成します。また、ボランティアの受け入れなど地域との交流を促進します。
単独通園の検討	就学や就園などのライフステージに対応した子どもの発達に向けて、保育園や幼稚園へのステップ移行を円滑に行うため、たんぽぽ園で単独通園の実施について検討します。
関係機関が連携した療育の推進	保育園、幼稚園などとの連携、多様な福祉資源の適切な活用を推進するためのケアマネジメントを行います。また、保健師との連携などによる早期発見・早期療育の促進に向けて、療育コーディネーターの配置について検討します。
療育の質の向上	母子関係や親や子どもの心理面に対する援助を行うための臨床心理士の配置を検討します。また、リハビリテーションの側面から、療育を行うための言語聴覚士や理学療法士等の設置を検討します。
障害児の食育の充実	基本的な生活習慣のうち食生活の指導を促進し、子どもの健康や日常生活の質の向上をめざすため、たんぽぽ園での給食の実施について検討します。
人材育成の確保	障害児に関わる職員の資質の向上のために、より充実した教育をめざし、各種研修会への参加や講習会の開催を実施します。
児童デイサービスの検討	療育体制の基盤を整えるために、児童福祉法に基づいた安心・安全なサービス提供や効果的・効率的な運営について検討します。
地域療育の拠点づくり	障害児のライフステージのそれぞれの課題に相談や支援ができる地域療育の拠点として、機能について検討します。また、療育ネットワーク会議の活用及び充実について検討します。